公 示 送 達 書

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び安城市税条例（昭和４４年条例第１９号）第２０条の規定により、次の書類を公示送達します。この書類は、次の保管場所にて保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

なお、公示をした日から起算して７日を経過したときは、この書類の送達があったものとみなされます。

令和８年１１月１７日

安城市長　三　星　元　人

送　達　す　べ　き　書　類	
名　　称	令和５年度市民税・県民税第３期及び第４期督促状 令和６年度市民税・県民税・森林環境税第３期及び第４期督促状
保管場所	安城市役所総務部納税課
送達を受けるべき者の氏名又は名称	
ＩＣＨＩＫＡＷＡ　ＣＯＲＡＺＯＮ　ＥＬＳＡ　ＡＺＣＵＥＴＡ	